

# 令和8年度 大阪府不登校支援センターカウンセラー 募集案内

大阪府教育委員会

大阪府不登校支援センターで大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の不登校等の状況にある小中学生等の支援に関わる大阪府不登校支援センターカウンセラーを募集します。

## 1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 一般財団法人公認心理師試験研修センター（旧 日本心理研修センター）により公認心理師登録証を交付された者、又は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条（最終頁参照）の各号に該当しない者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- (4) 心理カウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

## 2 勤務場所

大阪府不登校支援センター（大阪府教育センター本館 5 階：大阪市住吉区苅田 4 丁目 13-23）

## 3 職務内容

- (1) 大阪府不登校支援センターに登録・利用する児童生徒・保護者からの相談及びそれに対する助言
- (2) (1) に該当する児童生徒の在籍する学校の教職員等からの相談及びそれに対する助言
- (3) 市町村教育委員会や学校の教育相談体制に対する助言
- (4) (1) に該当する児童生徒への心理教育等
- (5) その他大阪府教育庁が認めたもの

## 4 募集予定者数

若干名

## 5 応募の手続き

郵送（簡易書留）または持参してください。

(1) あて先	〒558-0011 大阪市住吉区苅田 4 丁目 13-23 大阪府教育庁市町村教育室小中学校課（大阪府不登校支援センター）
(2) 受付期間	令和 8 年 1 月 14 日（水）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで 〔令和 8 年 1 月 30 日（金）の当日消印有効（日本国内の郵送に限る）〕
(3) 申込方法	長形 3 号封筒（12cm×23.5cm）の表側に「大阪府不登校支援センターカウンセラー」と朱書きし、「(4) 提出書類」を同封の上、郵送（簡易書留）または持参してください。
(4) 提出書類	① 令和 8 年度大阪府不登校支援センターカウンセラー応募用紙（資格証明） ② 自己 P R シート ③ 返信用封筒 1 通（長形 3 号封筒（12cm×23.5cm）に 110 円切手を貼り、住所、名前を明記したもの）

## 6 選考日程等

### (1) 日時・会場

応募があり次第、随時通知します。

### (2) 選考方法

個人面接を実施します。（1 人 15 分程度）

## 7 選考結果の通知

令和 8 年 2 月下旬に、受験者全員に対し結果通知書を郵送します。

## 8 採用まで流れ

- (1) 選考の結果、合格者を大阪府不登校支援センターカウンセラー採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。  
なお、候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。
- (2) 採用者には、令和8年3月中旬までに郵送により通知します。

## 9 勤務条件等

- (1) 身分  
地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（非常勤（会計年度任用職員））として採用されます。
- (2) 服務  
地方公務員法の定める服務に関する規定（法律等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。
- (3) 任命権者  
大阪府教育委員会
- (4) 任用期間  
令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）（予定）  
採用開始時期は4月1日（水）の予定です。確定次第、明示します。  
※1か月の条件付採用期間あり
- (5) 勤務時間及び曜日
  - ・時間：9時30分～16時00分（休憩時間 12時15分～13時00分）
  - ・回数：年間46回から230回
  - ・曜日：月曜日から金曜日のうち、週1日から週5日勤務の中で調整
- (6) 時間外勤務  
なし
- (7) 勤務を要しない日  
日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」第2条に定める国民の祝日、12月29日から1月3日及び月曜日から金曜日までのうち所属長の指定する曜日
- (8) 報酬等
  - ・報酬額：1時間あたり5,200円  
※規則及び要項等の改正に伴う報酬額等の改定により、変更される場合があります。
  - ・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。
  - ・昇給、退職手当：なし
  - ・期末手当・勤勉手当：あり（ただし、年度内の任用期間が6か月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者に限る。）  
※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。
    - ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者
    - ②任用期間において、月ごとに平均した週あたり勤務時間が15時間30分以上である月が6か月以上の者
- (9) 支払日  
月の1日からその月の末日までの間における実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給されます。
- (10) 休暇  
大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則に基づき、付与します。
  - ・年次休暇：6か月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与
  - ・特別休暇：あり（有給・無給）
- (11) 災害補償  
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。

## 10 保険等

### 【社会保険（健康保険、厚生年金保険）】

原則、適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになりますが、下記の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

- 労働時間：週の所定労働時間が20時間以上
- 賃金：月額88,000円以上
- 勤務時間：継続して2ヶ月超の雇用見込み

●その他：学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）

【雇用保険】

雇用時に定めた1週間の基本的な勤務時間が平均週20時間以上で、31日以上の任用期間である場合、適用となります。

## 11 注意事項

- (1) 申込書等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、候補者名簿に登録後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却いたしません。
- (3) 申込書作成の際に、鉛筆、消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。
- (4) 返信用封筒には、住所、名前を記入してください。住所には、マンション名、号室、○○方等まで記入してください。
- (5) 選考会場への電話照会は厳禁とします。
- (6) 上記の勤務条件等は変更されることがあります。また、議会にて予算の承認が得られない場合は採用しない場合があります。

## 参考

### 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第16条第1号について、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者、②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

### 《問い合わせ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 大阪府不登校支援センター

住所：〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目13-23

電話番号：06-6694-3303

メールアドレス：[shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp)